

令和4年産米で「機械鑑定による検査証明」をご希望される農家様へ

1. **概要**：国は農産物検査の見直しにおいて、令和4年産からの機械鑑定の導入に向け、規格規程、基本要領等を改正するとともに、使用できる機器の認定まで進めていますが、機械鑑定米穀を目視鑑定の1～3等と同等に取り扱う目安が策定されていないなど、実取引上での課題が多い状況にあります。これらをふまえて、当JAでは以下の通り、対応させて頂きますのでご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

2. 対応内容

- 機械鑑定については、「持ち帰り」「出荷」いずれの場合も検査対応できかねます。
- その理由につきましては、下記のとおりとなりますので、ご理解頂きますようお願い致します。

《理由》

- ①機械鑑定に必要となる認定機器（穀粒判別機・電気式穀粒計）が整備されていない。
- ②機械鑑定結果を表示できる紙袋の検査証明欄が未整備である。
- ③機械鑑定による検査品や、目視鑑定との対応関係の目安が定まっていないため、JAグループと販売先での条件整備ができない。